

郡山市社会教育委員の選考基準

平成 15 年 6 月 1 日制定

平成 27 年 6 月 1 日一部改定

[教育総務部生涯学習課]

郡山市社会教育委員条例（昭和 40 年郡山市条例第 48 号。以下「条例」という。）第 1 条で定める社会教育委員を次の基準により選考する。

- 1 条例第 2 条第 1 項に規定する 20 名以内については、次によるものの中から選考する。
 - (1) 大学関係者
 - (2) 社会教育団体関係者
 - (3) 学校関係者
 - (4) 生涯学習活動関係者
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) 公募の委員は 2 名以内とする。
ただし、公募による選考基準は、別に定める。
- 2 選考の基準
 - (1) 大学関係者については、社会教育に精通している者の中から選考する。
 - (2) 社会教育団体関係者については、法人であると否とを問わず社会教育に関する事業を行っている者の中から選考する。
 - (3) 学校関係者については、市内小中学校、高等学校等に属する者の中から選考する。
 - (4) 生涯学習活動関係者については、公民館等の社会教育施設利用者・各種活動実践者等の中から選考する。
- 3 その他
 - (1) 多くの人材発掘に努め、他の協議会・審議会等委員を含め、考慮すること。
 - (2) 専門的知識等を有する者を優先すること。
 - (3) 年齢は概ね 65 歳を超えないものとする。
 - (4) 積極的に、女性委員の登用を図ること。

附 則

- 1 この基準は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 郡山市社会教育委員の選考基準（平成 13 年 6 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成 27 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に委嘱される委員に適用する。